

韓国における法令の外国語訳の推進体制等（概要）

司法制度改革推進本部国際化検討会法令外国語訳ワーキング・グループ議論の取りまとめ別添資料，吉村典晃「韓国における法令外国語訳の現状」ジュリスト1284号26頁(2005)などによる。

記載内容は，特にことわりのない限り英語訳に関するものである。

1 前 提

1996年から97年にかけて，集中的に約800件の法令を後記の法制研究院において翻訳（約40億ウォン〔約4億円〕の予算と約150人の人員を投入）

2 翻訳推進の継続的体制

（1）法制研究院

韓国法制研究院法に基づき設置され，国務総理室の下にある，政府出資の研究機関（国家の立法政策の樹立の支援，法令情報の迅速，正確な普及，法律文化の向上に寄与することを目的とし，韓国法令集の出版，データベース化業務も担当）

→上記の集中的翻訳を実施し，有償で一般に提供

○ 予算規模

- ・法令英訳部門の予算は，年間約3億ウォン（約3000万円）で，翻訳・監修料，人件費，事業費が各3分の1ずつ
- ・約2億ウォン（約2000万円）は政府により出えんされるが，残りの約1億ウォン（約1000万円）は法制研究院自らが調達

○ 人的体制

- ・常勤職員（4名）英訳・監修を担当
- ・在宅勤務職員（4名）英訳・校正を担当
- ・用役契約職（約10名，実働約4名）1頁当たりの単価で英訳作業を請負
用役契約職の給源は，外務省退職者，在韓米軍関係の仕事の退職者，元商社マン，弁護士等であり，法制研究院の試験に合格する必要がある。
担当職員に対しては，年間30時間程度の職務教育が実施されている。

（2）法制処

政府の立法政策を統括する行政機関（政府提出法案や条約の審査の他，すべての法令のインターネットによる提供サービスなどを行っている。）

→法制研究院とは別個の政策目的（対韓投資の促進）で，憲法及び経済法の分野に関する相当数の法令を英訳し，インターネット等により無償で一般に提供

○ 予算規模

第1版2億3000万ウォン（2300万円），第2版9100万ウォン（910万円），第3版7200万ウォン（720万円），第4版1億2000万ウォン（1200万円）（いずれも英訳費及び印刷費等）

○ 人的体制

翻訳作業は外部に委託

3 翻訳推進の方法

(1) 法制研究院における翻訳作業

集中的に翻訳が行われた時期においては、主な法律用語、法律文章の用例等を収録した英文法令標準用語集を作成し、英文法令集編纂委員会（外部有識者等により構成）において翻訳対象法令を選択した上、以下の作業を行っていた。

主として外部の者により第一次的な翻訳作業

主として法制研究院の職員による法律専門家の視点に基づいた監修

ネイティブスピーカーによるネイティブチェック

各省庁による所管法律に関する専門用語のチェック

現在は、法改正のフォロー（全作業の約 8 割）と新規法令の翻訳（同約 2 割）について、以下の作業が行われている。

主として用役契約職による翻訳作業

形式校正

監修、ネイティブチェック

第 1 次内容校正

編集

第 2 次内容校正

(2) 法制処における翻訳作業

法制処において、経済関係のシンクタンクや大学教授等の意見を聞いた上で、対韓投資促進に必要・有益な法令を選択し、外部に委託して翻訳（当初は専門の法務法人や大学教授等に委託していたが、標準用語集を尊重する程度に差が出るなどして用語の統一が図れなくなったことから、現在は法制研究院に委託。）

4 訳文の公表等

(1) 法制研究院による情報提供

- ・インターネット上での公開（下記追録出版と同時に情報更新。）
- ・全 20 冊の加除式出版物（追録は年 4 回定期に実施。法改正後半年以内には概ね対応。）の発行
- ・英文法令標準用語集の発行（当初、内部資料とされていたが、後に政府刊行物として一般に公開）
- ・いずれも有償（訳文については、一般個人の場合、年間 26 万 4000 ウォン〔2 万 6400 円〕、なお、標準用語集は、1 冊 25000 ウォン〔2500 円〕）

(2) 法制処による情報提供

- ・インターネット上での公開（簡単な検索機能あり）
- ・本、CD-ROM（韓国語と英語の一覧的対照が可能）の発行
- ・法文以外に、法令の概要や制定の経緯等に関する情報も併せて提供
- ・いずれも無償